

誓約書提出における注意事項

公益財団法人園芸植物育種研究所（以下、「園研」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、ご同意の上、提出願います。

記

1. 法令等の遵守

- 1) 取引にあたり、賄賂・談合及び園研職員等との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- 2) 次の行為は、不正行為とします。

- ・預り金：園研職員等からの預け金の依頼の承諾
- ・品名替：取引事実と異なる品名に書き換えられた書類を園研に提出すること。
- ・その他：上記以外の虚偽の書類の作成。

- 3) 発注は、原則として総務部職員が行います。ただし、1件100万円未満の調達については、職員による発注を認めています。

なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていませんので、ご留意下さい。

2. 取引先選定の公平性

- 1) 園研では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知下さい。

3. パートナースhip

- 1) 園研職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにして下さい。当該要請があった場合は、園研の通報窓口（総務部 047-387-3827）にご連絡下さい。
- 2) 園研が不適切な取引の事実関係を調査する場合等は、取引記録に関する帳簿等の提供などに、全面的にご協力下さい。